

報告第26号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第22条の2の2第7項」を「第22条の2の2第9項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

令和 3 年 7 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。